

古紙回収の取り扱いについて

現在、古紙類の分別について、問い合わせを多くいただいております。
ここでは古紙類の分別ルールについて改めてお知らせいたします。

分別品目 ①～⑤の5品目に分けて、 種類ごとに 必ずひもでしっかりと十字に結束 して排出してください。		
① 新聞紙・折り込みチラシ		新聞紙・新聞の折り込みチラシ
② 雑誌類		雑誌全般・封筒やハガキ・紙袋・コピー用紙 模造紙や包装紙・パンフレット・カレンダー ポスター・和紙・西洋紙・市広報誌
③ ダンボール		ダンボール
④ 厚紙類		厚紙(ティッシュボックス・お菓子の箱など)
⑤ 紙パック		牛乳パックなどの紙パック類

※注意点

- ・新聞各社から配布される専用の袋は使用できますが、飛散防止の観点から、その上からさらにひもで十字に結束しなければ回収できません。
- ・紙パック等で中が銀色のものは資源ごみではありません。
- ・市から発行される広報誌は②の雑誌類に含まれます。

連絡先 市民生活課生活環境交通係
0125-32-2215